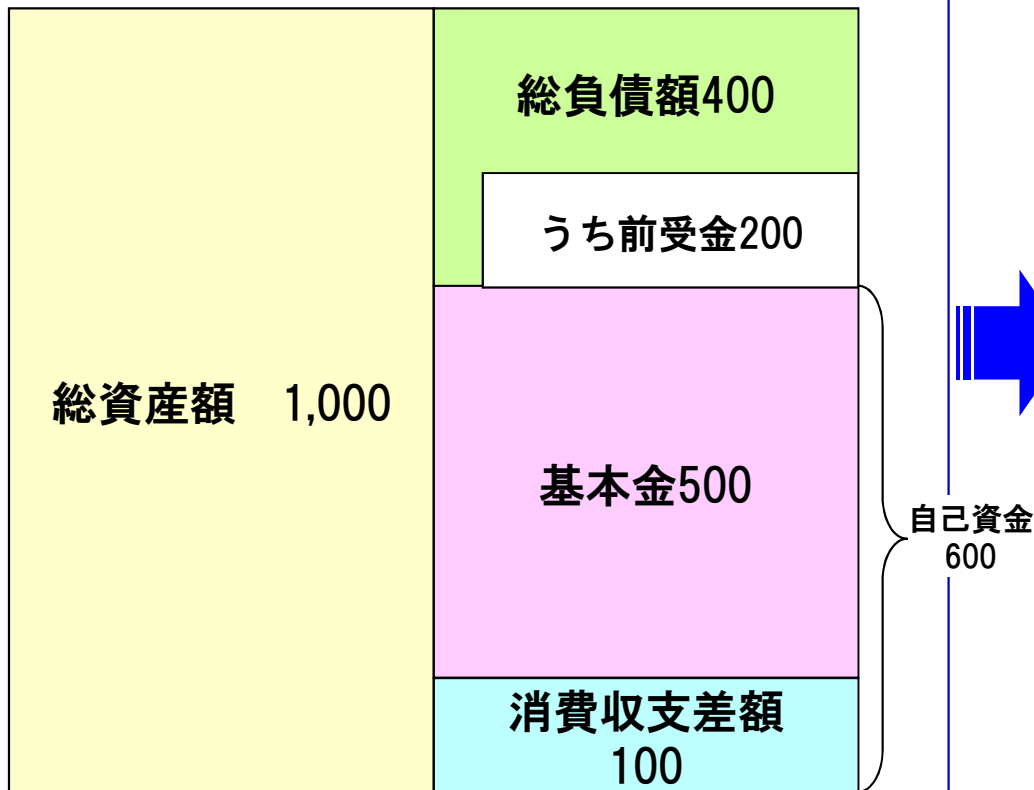


(3) 負債率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」は、「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
- ◇ この「**負債率**」は、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」に掲載されている「**総負債比率**」や「**負債比率**」とは算出方法が異なるので留意が必要。

1. 貸借対照表の状況



2. 負債率等の算出方法

① 負債率（審査基準）

総資産額に占める前受金を除く総負債額の割合

$$(総負債額400 - 前受金200) \div 総資産額1,000 \times 100 = 20\%$$

② 総負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

総資産額に占める総負債額の割合

$$総負債額400 \div 総資産額1,000 \times 100 = 40\%$$

③ 負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

自己資金(基本金+消費収支差額)に占める総負債額の割合

$$総負債額400 \div 自己資金600(*) \times 100 = 66.7\%$$

※ 自己資金 = 基本金 + 消費収支差額



(4) 負債償還率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債償還率」は、「帰属収入」に占める「負債償還額（元本＋利息）」の割合。
- ◇ 「負債償還率」を算出する際、「短期借入金」を除外することが可能であるが、この「短期借入金」は、「学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）」における「短期借入金」とは取り扱いが異なるので、留意が必要。

① 算出方法

$$(\text{借入金等返済支出} + \text{借入金等利息支出}) \div \text{帰属収入} \times 100 \leq 20\%$$

- ・ 短期借入金（借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る）は除外することが可能。
- ・ 借入金を繰上償還した場合は、当該償還額は除外することが可能。

② 短期借入金の取扱い

- ア 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」上の取扱い
➡ 借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る（借入時期と償還期限が同一年度内）
- イ 「学校法人会計基準」上の取扱い
➡ 償還期限が貸借対照表日後1年以内に到来するもの（借入時期と償還期限が年度をまたぐ）



(5) 管理運営体制等

① 管理運営体制

- ア 大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制の整備
- イ 役員の資質
〔学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職責を果たすことができる者で、学校法人の理事又は監事としてふさわしい社会的信望を有するもの。〕
- ウ 他の学校法人の役員との兼職の制限
- エ 役員の構成（教授会等の意向が反映される構成）
- オ 管理運営上必要な諸規程（以下参照）の整備 など

<学校法人の管理運営上必要な諸規程の例>

【組織・総務関係】

組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（接受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程

【人事・給与関係】

就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程（支給する場合）、教職員給与規程、役員退職金支給規程（支給する場合）、教職員退職金支給規程、旅費規程

【財務関係】

会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程 など



② 管理運営状況、事務処理状況

学校紛争等その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないことが必要。
この場合、以下の事項に留意。

- ア 法令に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
- イ 役員間、教職員間又はこれらの者における訴訟その他の紛争
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還、その徴収する掛金、公租公課の支払状況

＜管理運営体制、管理運営状況、事務処理体制についての具体的な事例＞

- 役員、評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向
- 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分
- 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分（理事長の出勤状況、理事会・評議員会を遠隔地で実施）
- 役員、評議員の選任方法が不適切（遡及した選任、理事会等の承認を経ずに選任）
- 理事会、評議員会の運営が不適切（開催順序の誤り、書面による持ち回り開催など）
- 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を締結
- 資金管理が不適切（関連法人への不適切な担保提供、書面による確認のないままの債務保証）
- 財務関係書類等の備え付けが遅延、作成すべき書類が未作成
- 法令に基づく登記（代表権の登記、資産総額変更登記など）が遅延、当該登記が未実施
- 財務関係書類の利害関係人への閲覧（閲覧対象書類、閲覧の対象者）が不十分
- 財務状況の一般公開（ホームページへの掲載）が未実施
- 休校中の学校等や休止中の収益事業について、今後の取扱いが未定

